



平成 29 年 10 月 20 日

各 位

会 社 名 今村証券株式会社
代 表 者 名 取締役社長 今村 九治
(コード：7175 東証 J A S D A Q)
問 合 せ 先 常務取締役管理本部長 吉田 栄一
(TEL 076-263-5222)

訴訟の判決に関するお知らせ

平成 26 年 10 月 21 日付で日本海建設株式会社（以下「原告」という。）から当社に提起された損害賠償請求訴訟（以下「本件訴訟」という。）につきまして、本日原告の請求を棄却する判決が言い渡されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

- (1) 裁判所：金沢地方裁判所
- (2) 判決日：平成 29 年 10 月 20 日

2. 訴訟を提起した者の概要

- (1) 名 称：日本海建設株式会社
- (2) 所在地：石川県金沢市神田 1 丁目 3 番 10 号
- (3) 代表者：代表取締役 小柳正彦

3. 訴訟の経緯

原告の元役員が当社で行った株式の信用取引等について、原告の資金を不正流用して行っていたことが判明し、当該取引期間中に当社が適切な措置をとらなかったことにより損害を被ったとして、平成 26 年 10 月 21 日付（訴状送達日は平成 26 年 11 月 14 日）で、原告から民法第 709 条及び同法第 715 条に基づき 544,829 千円の損害賠償請求訴訟の提起を受けたものであります。

4. 判決の内容

- (1) 原告の請求を棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

5. 今後の見通し

今回の判決により、当社の主張が認められたものと理解しております。原告からこの判決を不服として控訴された場合には、引続き当社の正当性を主張してまいります。

以 上